

さいたま市規則第18号

さいたま市市民活動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年さいたま市条例第19号）第9条第6項の規定に基づき、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、推進委員会の会議を召集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、推進委員会に諮って公開しないことができる。

(庶務)

第4条 推進委員会の庶務は、市民局において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。